

穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項（運營業務委託契約書案）に関する質問への回答

NO	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	3	第4条	再委託の禁止	ここでいう第三者には、運営企業を含まないという理解でよろしいでしょうか。（構成員が出資して設立する特別目的会社から運營業務の全部又は主要な部分を運営企業に再委託することは可能と理解しています）	第三者は運営企業を含みます。運營業務の主要な部分を運営企業に委託する提案内容のときは、組合は承諾しますので、但し書きに書きに従い、承諾願いを提出してください。
2	5	第14条 2項	指示監督等	「発注者は、・・・受注者の事務所その他運營業務の実施場所に立ち入ることができる。」とありますが、立ち入りの日時等は事前にご連絡いただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	10	第29条 3項	本施設に係る計測	「…安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合」とありますが、測定の結果、要求水準書に記載の保証値を遵守できない場合と考えるとよろしいでしょうか。また、「詳細は、発注者が測定値に応じて決定できるものとする。」とありますが、当事者間で協議の上、決定できると考えるとよろしいでしょうか。	前段については、測定の結果、要求水準書に記載の保証値を遵守できない場合またはその懸念がある場合とご理解ください。後段については、協議によるものとします。
4	10	第30条	停止基準値	「(→要求水準書に停止基準や施設停止後の手続きの記載が見当です。もし停止基準を設けない場合は、本条を削除します。)」とありますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	該当文書を削除とします。なお、停止基準値を超えた場合の措置については契約協議の際、定めるものとします。
5	13	第39条 3項	ごみ質及びごみ量の変動	「本施設に搬入される処理対象物のごみ質が、計画ごみ質を逸脱する場合…」とございますが、協議対象となる計画ごみ質からの逸脱範囲をご教示下さい。	詳細は契約協議の際、定めるものとします。

穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項（運営業務委託契約書案）に関する質問への回答

NO	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
6	15	第47条	第三者の損害	「受注者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。」とありますが、受注者の発注者に対する損害賠償責任は、第52条2項にも規定されております。第47条の責任は第52条2項に包含されているという解釈でよろしいでしょうか。	第47条は一般的な故意。過失等による不法行為の責任を規定し、第52条2項は受注者の契約不履行の責任を規定したものであり、両者の趣旨は異なりますが、受注者の故意・過失により義務の不履行が生じた場合は、両者は競合して適用されることとなります。
7	16	第52条 4項	損害賠償等	「この契約に定める猶予期間の設定自体は、受注者の債務不履行責任を免責するものではない」とありますが、その責任の起算点は猶予期間満了日の翌日から開始されると理解でよろしいでしょうか。	債務不履行の責任が発生するのは債務不履行の発生時からとなります。
8	18	第56条 2項 5号	解除	「…別紙5に定める手続に従い発注者がこの契約を解除するとき」とありますが、別紙5にそれに相応する手続きについて規定されておきませんが、手続きについてご教示下さい。	別紙5に定める手続き以下を削除するものとします。
9	19	第58条 3項	委託業務の一部解除	「発注者は、第1項の解除により受注者に損害が生じたときは、やむを得ないと認めるものについて賠償するものとする。」とありますが、第59条2項と同様に「受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。」と変更いただけないでしょうか。	原文のままとします。
10	20	第60条	特許権等	「工業所有権」は「産業財産権」と同義としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	22	第64条 3項 6号	秘密保持義務	6号の場合は、事前承諾させていただきたくため削除願えないでしょうか。	原文のままとします。
12	34	別紙3 表3-7	表3-7	第1回目の改定「平成●年度」「平成●年9月から平成●年8月」の「●」部分は、運営業務開始年度が記入されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。